

「学校教育法」概要まとめ

©2023sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

条番号	項目	概要
総則		
第1条	学校の定義	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
第2条	学校の設置者	国、地方公共団体、学校法人
	学校の種類	国立学校＝国の設置する学校 公立学校＝地方公共団体の設置する学校 私立学校＝学校法人の設置する学校
第3条	学校設置基準	文部科学大臣の定める設置基準に従って設置する
第4条	学校の設置・廃止の認可	公立・私立の大学と高等専門学校＝文部科学大臣 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校＝都道府県の教育委員会 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校＝都道府県知事
第4条の2	市町村の設置する幼稚園の設置・廃止	都道府県の教育委員会に届け出なければならない
第6条	授業料の徴収	学校は、授業料を徴収することができる ただし国立・公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、授業料は徴収できない ＝国立・公立の小学校～中学校（特別支援学校含む）の授業料は無償である

義務教育		
条番号	項目	概要
第 16 条	義務教育	保護者は子どもに 9 年の義務教育を受けさせる義務を負う
第 17 条	義務教育	<p>①保護者は、子どもが 6 歳になっている翌日以降の最初の学年の初め（＝小学 1 年）から、満 12 歳に達した日の属する学年の終わり（＝小学 6 年）まで、小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う</p> <p>②保護者は、子が小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初め（＝中学 1 年）から、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（＝中学 3 年）まで、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う</p>
第 18 条	義務教育の 就学猶予・免除	病弱などにより就学困難と認められる者の保護者に対して、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、義務教育就学の猶予・免除をすることができる
第 19 条	市町村による 援助の義務	経済的理由で就学困難の学齢児童・学齢生徒の保護者に対して、市町村は援助を与えなければならない
第 21 条	義務教育における 普通教育	<p>「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法」に規定される目的を実現するために次の目標を達成するよう行われる</p> <p>一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと</p> <p>二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと</p> <p>三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと</p> <p>四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと</p>

		<p>五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと</p> <p>六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと</p> <p>七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと</p> <p>八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること</p> <p>九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。</p> <p>十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと</p>
条番号	項目	概要
幼稚園		
第 22 条	幼稚園の目的	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする
第 23 条	幼稚園の教育	<p>幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次の目標を達成するよう行われる</p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</p> <p>三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。</p> <p>四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。</p> <p>五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。</p>

条番号	項目	概要
第 24 条	幼稚園における 保護者と地域住民 への対応	幼稚園においては、 ①第 22 条に規定する目的を実現するための教育を行う ②幼児期の教育に関して、保護者・地域住民などの相談に応じる ③保護者・地域住民などに必要な情報の提供や助言を行う などを通し、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努める
第 25 条	幼稚園における 文部科学大臣	幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、文部科学大臣が定める
第 26 条	幼稚園の入園要件	幼稚園に入園できる者は、満 3 歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児
小学校		
第 29 条	小学校の目的	小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする
第 31 条	小学校における 体験活動の充実	児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする
第 32 条	小学校の修業年限	小学校の修業年限は、六年とする
第 33 条	小学校の教育課程	小学校の教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定める
第 35 条	市町村教育委員会 が定める出席停止	市町村の教育委員会は、性行不良で他の児童の教育に妨げがあると認める児童の保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる
第 36 条	小学校の入学要件	学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない
第 42 条	小学校における 評価	小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない
第 43 条	小学校における 情報提供	小学校は、保護者・地域住民などの理解を深めるとともに、これらの者との連携・協力の推進のため、小学校の教育活動や学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する

条番号	項目	概要
特別支援教育		
第 72 条	特別支援学校の目的	特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする
第 76 条	特別支援学校の設置	①特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる ② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる
第 81 条	学校における特別支援学級の設置	①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校は、文部科学大臣の定めにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする ②小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の特別支援学級を置くことができる 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者